

# 山梨県公報

号外第八十七号

平成二十三年  
十一月十六日

水曜日

## 目次

### その他

漁業法による水産動植物の取扱いの制限……………一

## その他

### 山梨県内水面漁場管理委員会指示第三号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項及び第三百三十条第四項の規定により、水産動植物の保護を図るため、本県内のコイ（マコイ及びニシキコイをいう。以下同じ。）の取り扱いを次のとおり制限する。

平成二十三年十一月十六日

山梨県内水面漁場管理委員会

会長 平山公明

#### 一 指示内容

##### 1 放流の制限

本県内において、コイの放流（再放流を除く。）をしてはならない。ただし、当該コイがコイヘルペスウイルス病検査で陰性が確認されたコイと同一飼育池のコイ群に属する場合及び公的研究機関が試験研究の用に供する目的である場合は、この限りでない。

##### 2 持ち出しの制限

本県内において、コイを採捕した者は、採捕したコイをその場から持ち出してはならない。ただし、公的研究機関が試験研究の用に供する目的である場合は、この限りでない。

#### 二 指示の区域

山梨県内の公共用水面

#### 三 指示の期間

平成二十三年十一月十七日から平成二十四年十一月十六日まで

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番